

(6)競売と契約不適合責任

競売の場合、目的物の「種類または品質」の不適合については、担保責任を追及することができない(568条4項)のに対して、目的物の数量不足及び権利の不適合については、買受人が代金減額請求権及び解除権を行使することができる(同条1項)点は改正前と同様である。もっとも、改正により、代金減額請求が認められる範囲が拡張され、解除の要件が変わっている。

(7)目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転(567条)

売買の目的物が引き渡しのあった後に滅失・損傷した場合は、買主は代金の支払いをしなければならない。ただし、目的物が「特定した」ものとなっていることが前提となる。

また、売主が目的物の引き渡しの提供を行ったにもかかわらず買主が受領しなかった場合や買主が受領できなかった場合も、その後に滅失・損傷したときには買主は代金の支払いをしなければならない。ただし、提供された目的物が契約の内容に適合しないものである場合にはこの限りではない。

なお、いずれの場合でも、売主の帰責事由によって滅失・損傷した場合には、買主は代金の支払いを拒むことができる。

### 31 贈与

贈与の目的物に瑕疵があった場合の贈与者の責任について、贈与者は「贈与の目的である物又は権利を贈与の目的と特定した時点の状態で引き渡しまたは移転する」ことを合意したものと推定される、という規定が置かれた(551条1項)。

## 32 消費貸借

### (1)成立要件(587条の2)

要物契約たる消費貸借を原則としつつ、諾成契約である消費貸借が併存する形となり、後者は書面又は電磁的記録による合意を成立要件とすることになった。

諾成契約である消費貸借の場合、借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまでであれば、契約を解除することができる。この場合において、貸主がその契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し損害賠償請求をすることができる。また、諾成契約たる消費貸借において、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に、当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。これに合わせて、消費貸借の予約と破産手続開始決定に関する規定は削除された。

### (2)利息(589条)

改正法では、以下の2点を明文化した。

- ① 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。
- ② 特約があるときは、貸主は借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。

### (3)期限前の弁済

改正法では、以下の2点を明文化した。

- ① 返還の時期の定めの有無にかかわらず、期限前弁済ができる。
- ② 当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は借主がその期限前の弁済をしたことによって損害を受けたときは、借主に対し損害賠償の請求をすることができる。